

忘 れ ら れ る 権 利

「忘れられる権利」という言葉を耳にしたことはあるでしょうか。

一般的には、インターネット上の個人情報について、**検索エンジン事業者**に対し、**検索結果からの削除**を求めることをいうとされています。

今月、**ヤフー**や**グーグル**に対し、検索結果の削除を命ずる決定がでたとの報道が、相次いでなされました。

今回は、近時、注目を浴びている**検索エンジン事業者に対する削除請求**について、でき得る限り、わかりやすくご紹介してみたいと思います。



学さん

実は…。エゴサーチする（自分の名前で検索すること）と、僕がある犯罪に関与したとの虚偽の事実を書込んだ掲示板やサイトが、検索結果としてたくさんでてくるんです。でも、僕は、今まで、その犯罪にかかわったことは一度もないし、勿論、逮捕されたり、捜査の対象となったりしたこともありません。これから就職活動への影響も心配だし、掲示板やサイトの書き込みを、削除してもらいたいんですが…。

それは大変な思いをなさっていますね。

具体的な書き込みを拝見してみないと確かなことは申しませんが、そのような書き込みは、学さんのプライバシー権や名誉権を侵害している可能性があります。そういった場合、書込んだ人が誰かわからなくても、掲示板やサイトの管理者がわかれば、削除依頼できますし、任意に削除してもらえない場合、削除仮処分を裁判所に申立てることも考えられます。



弁護士



学さん

でも、書き込みの件数が多いから、すべての書き込みに対し、削除依頼とかをするのは費用も手間もかかりますよね。何より、今ある書き込みを削除してもらっても、また新たな書き込みがなされて、イタチごっこにならないか、心配です。

そうですね。なので、近時、検索エンジン事業者に対し、削除依頼する方法が、注目を集めています。エゴサーチした検索結果から、学さんのプライバシー権や名誉権を侵害する書き込みのあるサイトを削除してもらえれば、一般のインターネット利用者がそのサイトへ辿り着くのは難しくなりますよね。検索エンジン事業者に対する削除請求は、なかなか認めてもらえないと言われているようですが、このところ、これを認める裁判例もでているようです。



弁護士

1. はじめに

(1)インターネットにおける誹謗中傷にどう対応するか

パソコンやスマホが普及し、インターネットの利用が私たちの日常社会に浸透するに
したがって、インターネット上のトラブルも増えています。

名誉権や**プライバシー権**を侵害するような書込みが掲示板やサイトになされた場合、
どのような対応が考えられるでしょうか。

インターネットの利用は「匿名性」が高く、そのような書込みは、往々にして、誰に
よりなされたものかが、わかりません。

もっとも、その書込みがなされた掲示板やサイトの管理者等がわかれば（その探索も
容易でない場合がありますが…）、**プロバイダ責任制限法**（*1）に基づく**ガイドライン**（*
2）に従い、当該管理者に対し、**削除を依頼**することができます（*3）。

また、当該管理者に削除を依頼しても、任意に応じてくれない場合には、裁判所に**削
除仮処分**を申立てるという方法も考えられます（*4）。

(2)検索エンジン事業者に対する削除請求（「忘れられる権利」）

とはいえ、多数の掲示板やサイトに書込みがされた場合、これらの書込み全てに対し、
削除依頼等をするのは、手間も費用もかかります。そればかりでなく、今ある書込みを削
除しても、また新たな書込みがなされ、イタチごっこに陥る可能性もあります。インター
ネット上に拡散した情報を、完全に消し去ることは、極めて困難であるといわれています。

そこで、近時、注目を集めているのが、**検索エンジン事業者に対する検索結果の削除請
求**です。検索エンジンは、掲示板やサイトへの「入口」となっている現状がありますから、
この「入口」を削除してもらえれば、一般利用者がそこまで辿り着くのは難しくなります。

一般に、インターネット上の個人情報について、**検索エンジン事業者に対して、検索結
果からの削除を求める権利**を、「忘れられる権利」といいます。

もっとも、日本では、今までのところ、「忘れられる権利」を定める法令はなく、また、
そのような権利を正面から認めた裁判例も、知られていません。

そこで、既存の法的枠組みに基づく削除請求（人格権に基づく差止請求等）が検索エン
ジン事業者に対しても利用されてきたところ、これを裁判所に認めてもらうのは難しいと
されてきましたが、近時、**ヤフーやグーグルに対し、検索結果の削除を命ずる決定がでた**
との報道が、散見されるようになりました。

そこで、まず、日本の裁判例について、近時の流れを概観し、次に、「忘れられる権利」
は海外にルーツのある概念なので、**海外の動き**も、簡単に、ふれてみたいと思います。

*1「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が正式名称。

*2「**プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン**」（一般社団法人テレコムサ
ービス協会内プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会。平成 26 年 12 月補訂。）。このガイド
ラインは、権利を侵害されたと申立てる者等からの送信防止措置の要請に対して、プロバイダ等の
とるべき行動基準を明らかにした実務上の指針であり、削除を依頼する際の書式（「**侵害情報の通知
書兼送信防止措置依頼書**」）が添付されています。

*3 サイトによっては、**ウェブフォーム**等が用意されている場合もあります。

*4 **仮処分**とは、民事保全の一種であり、通常の裁判（本案訴訟）による確定を待っていると権利の実
現や回復が困難になってしまうことがあるので、現在の法律関係・事実状態を仮に確定・保持し、
暫定的な救済を与えるための処分をいいます。保全命令を得るには、**被保全権利の存在と保全の必
要性を疎明**することが必要ですが（民事保全法 13 条）、名誉権やプライバシー権など人格権は、こ
れを侵害する行為の差止を請求することが認められているので（北方ジャーナル事件等参照）、削除
の仮処分では、かかる差止請求権が被保全権利となります。また、一方的な疎明資料に基づいて発
令されるという特質から、**損害賠償のための担保**をたてるよう命じられるのが通例です。2

(1) ヤフー検索結果削除請求事件（京都地判平成 26.8.7（判時 2264・79）、大阪高判平成 27.2.18）

ア. この種の事案にしては珍しく、公刊物に搭載されている裁判例です。
また、仮処分命令申立てではなく、通常裁判で、検索結果の削除等を請求しています。

イ. 事案の概要は、X（原告、控訴人）が、「Y a h o o ! J A P A N」（以下「本件サイト」という。）を運営する Y（被告、被控訴人）に対し、本件サイトで X の氏名を検索語として検索を行うと、X の逮捕に関する事実が表示されるところ、これにより X の名誉が毀損され、プライバシーが侵害されているとして、不法行為に基づく損害賠償請求と共に、人格権に基づき、本件サイトにおける（スニペット（*5）部分にある）X が逮捕された旨の事実の表示及び同事実が記載されているウェブサイトへのリンクの表示の各差止めを求めたというものです。

ウ. Y は、① Y の検索サービスは、単なる情報へのアクセス手段としての機能を有するにすぎず、表現行為とはいえない、② 本件検索結果の表示はウェブサイトの存在・所在を示すものにすぎず、本件逮捕事実を摘示しているわけではない、③ 本件逮捕事実が記載されているリンク先サイト（新聞記事等）につき名誉毀損が成立しないのに、これへのアクセス手段である本件検索サービスが違法となるというのは常識に反する、④ 本件検索結果の表示については公共性・公益目的性・真実性が認められるため違法性が阻却される、などと反論しました。

エ. 結論としては、第一審も、控訴審も、X の請求を審判決いません。

ただし、控訴審判決は、本件検索結果に係るスニペット部分にある本件逮捕事実の表示について、原則として、X

(2)グーグルサジェスト削除請求事件（仮処分申立事件：東地決平 24.3.19。第一審：東地判平 4.15、控訴審：東高判平 26.1.15。いずれも、公刊物未搭載。）

ア. この事案の特徴の一つは、サジェスト表示の差止を求めたところにあるといえます。

サジェスト表示というのは、検索サイトの入力枠に文字を入力すると、関連の深い語句を予測してなされる表示をいいます。

もう一つの特徴として、この事案の X（債権者、原告、被控訴人）は、「(1)」の事案と異なり、誹謗中傷記事で指摘された犯罪に関与しておらず、前科前歴もなかったという点があげられます。

イ. 事案の概要は、以下のようなものようです（公刊物未搭載。詳しくは、富田寛之、高橋美紗両弁護士「グーグルサジェスト削除請求等事件 サジェスト機能と『忘れられる権利』」（『ネット社会と忘れられる権利』（現代人分社）72 頁以下）をご覧ください）。

X は、あるときから、あたかも犯罪に加担したかのような中傷記事がインターネット上に多数掲載されるようになったので、記事の一部については、削除請求訴訟を提起することにより、当該記事の内容が違法であるとの確定判決を得ていましたし、また、X 自ら SNS 等を利用して、誹謗中傷記事が相対的に下位に表示されるよう対策を講じていました。ところが、Google Inc.（以下、「グーグル米国法人」という）が提供を開始した「Google サジェスト」により、再び、誹謗中傷記事が、検索結果の上位に表示されるようになりました。そこで、X は、グーグル米国法人等に対し、**人格権（名誉権およびプライバシー権）に基づく妨害排除請求権**としてのサジェスト表示差止を求める仮処分命令を申立てました。

平成 24 年 3 月 19 日東京地裁は、本件サジェストの表示そのものが人格権を侵害しているとして、X の請求を認容し、グーグルのウェブサイトである「google.com」

(3) グーグル検索結果削除仮処分申立事件

ア. 神田共知宏弁護士は、「グーグル検索結果削除仮処分命令申立事件 検索サイト管理者の検索結果の削除義務の有無など」(『ネット社会と忘れられる権利』111 頁以下)において、グーグル米国法人に対する検索結果の削除仮処分が認められた事例として、以下の3つをあげておられます(いずれも、公刊物未搭載。詳しくは、同書をご覧ください。)

イ. ①東京地方裁判所平成26年10月9日決定

この事案の概要は、「犯罪にかかわっているかのような検索結果」が表示されることから、**プライバシー権侵害等**を理由として検索結果の削除を求める仮処分決定を申立てたところ、申立ての一部について、削除を認める決定が出たというものです。

ウ. ②東京地方裁判所平成22年5月8日決定

この事案の概要は、ある専門職に就く者が同専門職を規律する法律に違反し逮捕されたという記事について、事件から既に約9年間経過しており、「**更正を妨げられない利益**」(「逆転」事件最高裁判決*9)を侵害しているとして、検索結果らから削除してほしいと仮処分を求めたもので、申立の全部が認容されたとのこと。

エ. ③さいたま地方裁判所平成7年6月25日決定

この事案の概要は、3年半前の犯罪報道につき、「**更正を妨げられない利益**」の侵害を理由として、検索結果からの削除を求める仮処分申立てを行ったものです。

オ. ②および③は、①と異なり、逮捕された事実や犯罪事実はあるものの、時間の経過に伴い、「**更正を妨げられない利益**」というあまり世間に浸透しているとは言い難い(但し、出典の最高裁判決*9は、著名。)**「人格権」**を違法に侵害されたとして、削除を請求している点が、注目されます。

神田弁護士は、「更正を妨げられない利益の侵害を理由とする削除請求については、通例、**東京高裁平成26年4月24日判決(*10)**を引用して主張されているようで、③の決定も当該高裁判決の影響を受けているものと考えられる旨、述べておられます(前掲・神田126頁)。

*9 ノンフィクション「逆転」事件 最高裁平成6年2月8日判決

Xの請求は、Yの著作に係る「逆転」と題する出版物でXの実名が使用されたため、その刊行により、Xが被告人となり有罪判決を受けて服役したという**前科にかかわる事実**が公表され、精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、**慰謝料の支払**を求めた事案。

最高裁は、以下のように判示しています。

「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、**みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するもの**というべきである(最判56.4.14参照)。…そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害されその**更生を妨げられない利益を有する**というべきである」

*10 公刊物未搭載。前掲・神田126頁以下、および、<https://kandato.jp/blog/20140424/>。

(4)新聞報道

今月に入り、以下の2つの新聞報道が、相次いで、ありました。

①平成27年12月7日朝日新聞デジタルより

「グーグル」で検索すると、12年前に逮捕されたことがわかるとして、プライバシー権や名誉権を侵害しているとして検索結果の削除を求めた仮処分申し立てに対し、**札幌地裁**は、「男性の犯罪経歴をネット上で明らかにする利益が、これを公表されない法的利益を上回っているとはいえない」として、**検索結果が表示されないよう命ずる仮処分決定**をした。

②平成27年12月8日付日経新聞より

「ヤフー」で自分の名前を検索すると、犯罪に関わっているかのような結果が表示され、人格権が侵害されているとして、運営会社に削除を求めた日本人男性の仮処分申し立てで、**東京地裁**は、男性は現在、犯罪と無関係な一市民として生活しているとし、「過去についての記載は現在の地位を著しくゆがめている」として、**一部削除を命じる決定**をした。

ヤフーによると、国内で同社に削除を命じた決定は初めて。

(5)以上を表にまとめると、以下のようになります。

	申立／請求	相手方／被告	被侵害利益	決定／判決
(1)	検索結果削除請求	ヤフー	人格権（名誉権、プライバシー権）	地裁・高裁とも削除認めず
(2)	サジェスト表示差止仮処分申立&本案	グーグル	人格権（名誉権、プライバシー権）	仮処分、地裁は削除認めるが、高裁は認めず。
(3)①	検索結果削除仮処分申立	グーグル	プライバシー権侵害等	削除仮処分が認められる。
②	検索結果削除仮処分申立	グーグル	更正を妨げられない利益	削除仮処分が認められる。
③	検索結果削除仮処分申立	グーグル	更正を妨げられない利益	削除仮処分が認められる。
(4)①	検索結果削除仮処分申立	グーグル	プライバシー権、名誉権	削除仮処分が認められる。
②	検索結果削除仮処分申立	ヤフー	人格権	削除仮処分が認められる。

(6)名誉権、プライバシー権等と表現の事由（報道の事由、知る権利）

ア. **名誉権**（*11）や、**プライバシー権**は、一般に、いわゆる新しい人権として、憲法13条の定める幸福追求権により保障されると解されています。

他方、**表現の自由**もまた、憲法21条1項により保障されており、民主主義を支える重要な人権であると解されています。また、犯罪報道であれば、表現の自由の一内容である**報道の自由**の保障を受けますし、また、これに接する国民の「**知る権利**」も、表現の自由の一内容として保障されていると解されています。

なので、裁判所が、ある表現行為が名誉権やプライバシー権を侵害しているとの理由により削除を命ずるということは、当該表現行為者の表現の自由や報道の自由、ならびに、国民の知る権利を制約することを意味します。

6

イ. 名誉権・プライバシー権と表現の自由というように、どちらも重要な人権を調節するため裁判所がよく用いるのが、**比較衡量**という手法です。たとえば、小説の公表により、モデルとされた女性の名誉が毀損され、プライバシー及び名誉感情が侵害されたとして、当該小説の出版差止め等が請求された「石に泳ぐ魚」事件（*12）では、以下のように判示しています。

「人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである」

ウ. 逮捕当時あるいは刑事裁判当時の実名報道については、一般に、事件の重要性やこれに対する社会の関心等に鑑み、実名報道の必要性が被疑者・被告人の名誉権やプライバシー権保護の要請を上回る場合が多いと思われます。

とはいえ、刑事裁判で有罪判決を受けた後、または、服役を終えた後は、「逆転」事件が判示するように、「前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益」が認められ得る一方で、時の経過とともに、実名報道の必要性は薄れていくのが一般的です。

それでは、「更正を妨げられない利益」を理由として、過去の犯罪事実の削除を請求する場合、どのような要素を比較衡量して、その可否が判断されるのでしょうか。

この点、前述の東京高裁平成26年4月24日判決（*10）は、以下のように判示しているようです。

「有罪判決の言渡後長期間経過後に前科等にかかわる事実が公表された場合だけでなく、有罪判決以前にウェブサイトの掲示板に被疑事実に係るウェブページが作成され、そのまま閲覧可能な状態に置かれて長期間経過した場合にも当てはまるのであり、この場合において、ウェブページ作成後社会通念上相当な期間閲覧可能な状態に置いておくことは違法とならないが、刑の言渡し及び刑の執行猶予の言渡しを受けた後、刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過し、刑の言渡しが効力を失ったときは、当該時点以後は、その後のその者の生活状況に照らし、その者が有する、前科等にかかわる事実の公表によって新しく形成している社会生活の平穩を害され、その更生を妨げられない利益が損なわれることとなることを否定することはできないから、このことと、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その者の政治的又は社会的地位の重要性、その者の社会的活動及びその影響力、ウェブサイトの目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性とを総合的に比較考量し、上記の更生を妨げられない利益が優越すると判断されるときには、その者はウェブサイトの管理運営者に対し、当該ウェブページを削除することを請求することができるものと解するのが相当である」

*11 北方ジャーナル事件（最判昭和61年6月11日）は、「人格権としての名誉の保護（憲法13条）」と述べています。なお、同事件は、北海道知事選に立候補予定の者を批判攻撃する記事の名誉棄損を理由とする差止めが認められた事件で、公職選挙の候補者に対する批判等の表現行為は、一般には公共の利害に関する事項であり、その表現は私人の名誉権に優先する社会的価値を含むので、事前差止めは原則として許されないけれども、①表現内容が真実でなく、またはそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る恐れがあるときは、例外的に事前差止めが許される旨、判示しています。

*12 最判平成14年9月24日（民集18・2・149）。

3. 海外における「忘れられる権利」を巡る動きについて

(1)はじめに

以上の通り、日本においては、このところ、検索エンジン事業者に対する削除請求を認める裁判例が相次いでいる感がありますが、これらの裁判例では、既存の法的枠組み（人格権に基づく差止請求等）の中で、主張・立証がされています。

とはいえ、クラウドコンピューティングが普及し、日常的に、データが国境をまたいで移転する今日では、海外の動向に注目しておくことも、有意義でないとは言えません。そこで、少々マニアックですが、最近耳にする「忘れられる権利」が、どこで、どのように、主張され、法制化されようとしているのかを、以下に、簡単にご紹介しておきたいと思います。

(2) EU データ保護規則提案（*13）と「忘れられる権利」（“the right to be forgotten”）

「忘れられる権利」という言葉の出自（*14）がどうあれ、「忘れられる権利」が大きく注目されたのは、2012年1月25日、欧州委員会が公表した「EU データ保護規則提案」でしょう。

同規則提案は、既存の個人データ保護の法的枠組みである EU データ保護指令（directive）（*15）を、規則（regulation）に格上げする改正として提案されました。

そして、その第17条には、「忘れられる権利及び消去する権利」（Right to be forgotten and erasure）という見出しの条項があり、同条第1項は、データを収集等した目的に鑑み当該データが必要なくなった場合等、所定の場合、データ主体は管理者に対し、個人データを削除させ、拡散を控えさせる権利を有する旨規定しており、同条第2項は、前条の管理者が個人データを公開していた場合、当該管理者は、第三者に対し、データ主体が個人データのリンクや複製等を消去してほしいと請求していること知らせるためのあらゆる合理的な手段をとらなければならない等と規定していました。

*13 今岡直子『『忘れられる権利』をめぐる動向』（国立国会図書館 調査と情報 854号）1頁は、2009年11月6日に提出されたフランスの法案（未成立）が出自としていますが、石川裕一郎「フランスの『忘れられる権利』」（『ネット社会と忘れられる権利』142頁）には、「フランス法において…本格的に登場するのは、1966年のある判決の評釈中においてである」と記載されています。

*14 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の規則（一般データ保護規則）の提案(Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of the personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation)

*15 「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会および理事会の 95/46/EC 指令」(Directive 95-46-EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)。
指令（directive）、規則（regulation）は、ともに法的拘束力を有するが、拘束する国の範囲と直接適用の有無が異なる（前掲・今岡2頁）。
なお、EU 保護データ指令は、1980年に採択された「OECD 勧告」の理念をヨーロッパ内で実現するため、包括的な個人情報保護法制として、採択された（杉谷眞「忘れてもらう権利—人間の愚かさの上に築く権利—」）。

もともと、この条項は多少の紆余曲折があり、昨年 3 月、欧州議会の修正により、「忘れられる権利」という文言は、一旦、削除されたのですが、今年 6 月、欧州理事会が承認した際、再び、「忘れられる権利」という文言が復活し、その内容も強化されたようです (*16)。

*16 Strengthened and additional rights - the right to be forgotten will be reinforced. When citizens no longer want their data to be processed and there are no legitimate grounds for retaining it, the controller must delete the data, unless they can show that it is still needed or relevant. Citizens will also be better informed if their data is hacked. A right to data portability will make it easier for users to transfer personal data between service providers. (European Commission - Press release) (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5176_en.htm)

(3) EU 司法裁判所による 2014 年 5 月 13 日付先決裁定

ア。「忘れられる権利」を認めた等の表現で報道され、国際的に注目を集めたのは、この裁定です。

もともと、この裁定は、スペインの国内裁判所が、既存の EU データ保護指令 12(b) (消去権) 等の解釈に関し、EU 司法裁判所に付託したものです。

イ. 事案と裁定の概要

元となるスペインの国内裁判の事案の概要は、以下の通りです。

自分の名前グーグルで検索すると、1998 年 1 月と 3 月のスペイン日刊紙へのリンクが検索結果として表示され、その各ページには、社会保険料債務回収のためになされる不動産競売の公告が含まれているとして、スペイン人ゴンザレス氏は、当該日刊紙、グーグルスペイン、および、グーグル米国法人 (Google Inc.) を相手方として、スペインデータ保護局に苦情を申し立てました (*17)。

そして、EU 司法裁判所に付託された 3 つ目の論点が、消去権および忘れられる権利に関するものでした。すなわち、EU データ保護指令 12(b)等により、データ主体は、検索エンジンの管理者に対し、偏見を与える、あるいは、時の経過により忘れられたいと望んでいることを理由として、データ主体の名前で検索すると表示される第三者により正当に発せられた真実を含むウェブページの情報を、検索結果から削除するよう要求できるかです (*18)。

EU 司法裁判所は、一切の事情から、検索エンジンの管理者により行われる処理の目的との関係で、当該情報が、不適切 (inadequate)、無関係 (irrelevant) もしくは当初の関係性が失われ (no longer relevant)、または、過度 (excessive) になっているという理由で、データ主体の要求が、ある時点において、EU データ保護指令 6 条に適合しないと思量される場合、検索結果にある当該情報やリンクは、消去されるべきである (*19) 等として、EU データ保護指令上の検索エンジン管理者の責任 (削除義務) を認めました。

*17 EU 司法裁判所のプレスリリース No.70-14 による

(<http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2014-05/cp140070en.pdf>)。

*18 EU 司法裁判所の 2014 年 5 月 13 日判決 (C-131/12)

20 段「3.」、89 段以下。

(<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?%20jsessionid=9ea7d0f130d508ccd8d1799c453695e5c526ac9083b5.e34KaxiLc3eQc40LaxqMbN40aNmNe0?text=&docid=152065&pageIndex=0&doclang=en&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=510634>)

*19 前掲 EU 司法裁判所判決 94 段。

ウ. EU 司法裁判所の裁定に対する検索エンジン事業者の対応等

グーグルは、上記 EU 司法裁判所の裁定に従う意向を表明し、EU ドメイン（「.eu」「.fe」「.uk」など）に限って、削除作業を始めました。

この件は、「欧州のプライバシーに基づく検索結果の削除リクエスト」（*20）として公表されており、「2014 年 5 月の欧州連合司法裁判所の判決で、個人の名前を含む検索キーワードによる検索結果の削除を Google などの検索エンジンに求める権利が特定のユーザーにあることを裁判所が認めました。表示される検索結果が削除の対象となるには、不適切であるか、無関係であるか、現在は無関係になっているか、過度であることが条件となります。」とした上で、ウェブフォームにて、削除のリクエストを受付けています。本年 12 月 26 日現在、362,071 件のリクエストを受取り、うち、削除のために評価した URL の総数は、1,281,610 であったとしています。

また、グーグルは、上記 EU 司法裁判所の裁定を受けて、2014 年 7 月 11 日に、諮問委員会（Advisory Council）を設け、2015 年 2 月 6 日、報告書を公表しました。

当該報告書は、EU 司法裁判所の裁定によって、一般的に「忘れられる権利」が確立されたわけではないとしたうえで、グーグルが削除リクエストを評価するための 4 つの主要な基準、①データ主体の公的役割、②情報の性質、③情報の出处（source）、④時の経過を示す等しています（*21）。

また、EU データ保護指令第 29 条に基づいて、「個人データの取り扱いに係る個人の保護に関する作業部会」（以下、「EU 第 29 作業部会」という。）が欧州委員会に設置され、2014 年 11 月 26 日、ガイドラインを採択しました（法的拘束力はない）。

ガイドラインは 2 部構成となっており、第 2 部では、EU 加盟国それぞれのデータ保護期間が苦情申出を取り扱う際の「共通基準」が示されています（*22）。グーグルは、この基準に準拠した基準を策定している旨、表明しています（*20）。

(4) アメリカにおける議論とヨーロッパとの対比

興味深いのは、表現の自由を強力に保障するアメリカでは（連邦憲法第 1 修正において、表現の自由が手厚く保障されてきており、多くの場面において、表現の自由はプライバシー権に優越してきたといえます。）、忘れられる権利をめぐる議論において、検索サイトから個人データの削除が検閲の疑義を生じさせ、萎縮効果（chilling effect）を招く等の疑義が示されているということです。

アメリカとヨーロッパでは対照的な議論が行われてきているようで、「(3)」に記載したように、グーグルが上記裁定に従うとして削除に対応しているのは、EU ドメインだけのようですし、「アメリカ人は有名になりたがるが、フランス人は忘れられたがる。」などともたとえられるようです（*23）。

*20 <https://www.google.com/transparencyreport/removals/europeprivacy/>

*21 前掲・今岡 8 頁。

*22 前掲・今岡 10 頁。

*23 宮下紘「ネット社会と『忘れられる権利』の意義と課題」『ネット社会と忘れられる権利』3 頁。

4. まとめにかえて

- (1) 以上、日本における近時の裁判例の流れと、海外における「忘れられる権利」を巡る動きについて、概観してきました。

この議論は、まだまだ、歴史が深いと言い難く（世界中に大きなインパクトを与えた EU 司法裁判所の裁定ですら、昨年 5 月にだされたものです。）、特に、日本においては、検索結果の削除を認める裁判例がでてきているといっても、いかなる基準で、名誉権・プライバシー権侵害を理由に、検索事業者に対する削除請求が認められるのか（*24）、過去の犯罪報道については、何年くらい経過すれば、「更正を妨げられない利益」の侵害を理由とする削除請求が認められるのか等、より多くの裁判例の集積が待たれるところです。

この点、二次被害も勘案してか、公表される裁判例が限られることは、歯がゆい面もありますが、致し方ないのかとも思われます。

本号を用意している最中に、SNS 上で、「地裁決定が、社会から『忘れられる権利』を有するというべきであるとして、「忘れられる権利」を肯定したと」のつぶやきをみましたが、これに関する報道等には接しておらず、詳細は不明です。

「忘れられる権利」が法的権利として認められるのか、認められるとして、その内容は…という点も、今後、要注目です。

*24 「表現内容そのものには、自己実現・自己統治という表現価値とどの程度密接に関連するかを基準とした内容価値の高低があると考えられ、厳格な差止め要件を用いるか、緩やかな差止め要件を用いるかは、差止めの対象となる表現内容に応じて検討されるべきであ」という見解も存します（前掲・富田他 82 頁以下）。

- (2) グーグルは、「Google からの情報の削除」というサイトを用意しており（*25）、その削除ポリシーには、法律に基づく削除の他、「検索結果から機密性の高い個人情報削除する場合があります」とし、削除対象となる可能性のある情報として、国が発行する識別番号、クレジットカード番号等をあげています。

また、Yahoo! JAPAN では、昨年 11 月に「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」を設置し、本年 3 月 30 日、報告書、および、「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」を公表しました（*26）。

上記対応方針においては、検索結果の表示内容自体（ウェブページのタイトル、スニペット）から権利侵害が明白に認められる場合は、当該権利侵害記載部分について非表示措置を講ずるとしており、権利侵害の明白性が認められる可能性が高いと判断される例として、「すでに長期間経過した過去の軽微な犯罪に関する情報が掲載されている場合」等があげられています。他方、リンク情報の非表示措置については、リンク先ページ管理者等に対して削除を命じる裁判所の判決や決定の提出がない場合でも、「リンク先ページの記載から権利侵害の明白性並びに当該侵害の重大性又は非表示措置の緊急性があるとヤフーにおいて認められる場合は、例外的に非表示措置を講じます」としていますが、例示されているのは、「特定人の生命、身体に対する具体的・現実的危険を生じさせる情報が掲載されている場合」「第三者の閲覧を前提としない私的な性的動画像が掲載されている場合」と極めて限定的です。

このような検索エンジン事業者により任意に削除される情報に、具体的にどこまで含まれるのかについては、裁判例の集積等により、今後変更される可能性がないとはいえないと思慮されますし、その動向についても、やはり、注目されます。

*25 <https://support.google.com/websearch/troubleshooter/3111061?hl=ja>

*26 <http://publicpolicy.yahoo.co.jp/2015/03/3016.html>